**自己負担上限月額表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 階層区分（注４） | 階層区分の基準 | | 自己負担上限月額（負担割合：2割、外来＋入院＋薬剤＋訪看） | | |
| 一般 | 重症患者１  （注１） | 人工呼吸器等装着者 |
| Ⅰ | 生活保護 | | 0 | | |
| Ⅱ | 市町村民税 非課税 （世帯） | 低所得Ⅰ（収入：～80万円） | 1,250 | | 500 |
| Ⅲ | 低所得Ⅱ（収入：80万円超～） | 2,500 | |
| Ⅳ | 一般所得Ⅰ：市町村民税課税以上 市町村民税（所得割）額  7.1万円未満 | | 5,000 | 2,500 |
| Ⅴ | 一般所得Ⅱ：市町村民税（所得割）額  7.1万円以上25.1万円未満 | | 10,000 | 5,000 |
| Ⅵ | 上位所得：市町村民税（所得割）額  25.1万円以上 | | 15,000 | 10,000 |
| 入院時の食事療養費標準負担額（注２） | | | １／２自己負担 | | |

注１　重症患者１

　　　　次のいずれかに該当する者

　　　　（１）療養負担過重患者の基準に適合する者

　　　　（２）高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が５万円／月を越える月が年間６回以上ある場合）

注２　食事療養費は自己負担上限月額を管理する際の累積には含まれない。

備考：１　「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（７月１日から翌年の６月３０日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２３条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

２　１０円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

３　災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取り扱いを行う。

４　同一生計内に２人以上の指定難病・小児慢性特定疾病医療給付対象患者がいる場合は、「世帯内の対象患者の中で最も高い自己負担限度額」が世帯全体の自己負担限度額になるように、各患者の自己負担限度額を設定する。

　　　５　前年分の当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱については、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

　　　６　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の対象とされている疾患（以下、「血友病等」という。）にかかっている受診者の場合は、自己負担上限月額は０円とする。